

■マイナンバーを利用する主な場面（参考）

マイナンバーを利用する場面		提出先
転入・転居をされる方	「個人番号カード」「通知カード」の裏側に新しい住所を記入します。	市町村
税の申告などをされる方	町県民税の申告（平成28年申告分（平成29年度課税分）から） 各種減免の申請（平成28年分から）	市町村
	所得税の確定申告（平成28年申告分から） 相続税の申請（平成28年1月1日以降相続分から） 贈与税の申請（平成28年1月1日以降贈与分から） ※ 年明けに行う確定申告の受け付けは平成27年分になるので、マイナンバーの記載は必要ありません。	税務署
高齢者の方	介護保険の要介護認定申請・各種給付の申請 後期高齢者医療の各種申請 後期高齢者福祉医療の申請	市町村
子どもがいる方 妊娠されている方	児童手当、児童扶養手当の申請 保育園、幼稚園の入園申請 母子父子家庭医療の申請 未熟児養育医療の申請 母子手帳の交付申請（妊娠届出書）	市町村
障がいのある方	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請 自立支援医療の申請 障害児通所給付費または特例障害児通所給付費の支給申請 特別児童扶養手当の申請 特別障害者手当などの申請 障害福祉サービスなどの支給申請 その他給付・サービスの申請	市町村
国民健康保険に加入する（している）方	国民健康保険の資格などの届出・申請 国民健康保険の各種給付の申請	市町村
従業員の方 （パート・アルバイトを含む）	源泉徴収票の作成 健康保険、雇用保険、年金などの手続き	勤務先

■通知カード・個人番号カードに関するウェブサイト

▽総務省 http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

▽地方公共団体情報システム機構（J-LIS） <https://www.kojinbango-card.go.jp>

■通知カード・個人番号カードに関する問い合わせ先

▽住民福祉課戸籍住民係 ☎(48)1111（内 225）